

コロナ対応相談窓口『家賃支援給付金申請サポート』について

国は、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため「持続化給付金」に加え、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、賃借人である事業者に対して給付金（以下、家賃支援給付金）を給付します。

「家賃支援給付金」の申請は、「電子申請」のみとなっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に、商工会でサポートしながら電子申請できるよう、持続化給付金サポート窓口と共に家賃支援給付金サポート窓口を開設します。なお、感染拡大防止のため予約制となっております。

【開設日時など】

日 時：以下の申込書の通り 場 所：東浦町商工会

【給付の対象となる方】

- (1) 2019年12月31日以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある方
- (2) 2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、以下のいずれかにあてはまること。
 - ① いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている
 - ② 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている
- (3) 他人の土地・建物をご自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）をしていることの対価として、賃料の支払いをおこなっていること。

【必要書類】

法人（中堅・中小企業や小規模事業者）	個人事業者
確定申告書第一表の控え（税務署の收受日付印の押印のあるもの）またはe-Taxの「受信通知」	
法人事業概況説明書の控え（両面）	2019年分の青色申告決算書の控え（2枚）
申請に用いる売上が減った月・期間の売上台帳（経理ソフトから抽出した売上データ）など	
賃貸借契約書の写し	
直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類 ※銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月など）など	
法人名義の口座通帳の表紙並びに法人名義の口座通帳を開いた1・2ページ目の両方	申請者本人名義の口座通帳の表紙並びに申請者本人名義の口座通帳を開いた1・2ページ目の両方 本人確認書類の写し（運転免許証（両面）など）

○感染拡大防止のため、事前の検温やマスクの着用をお願いします。

○申請の順番によって、お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。

お申し込み・お問い合わせ先／**東浦町商工会** TEL:0562-83-6123 FAX:**0562-84-0425**

コロナ対応相談窓口『家賃支援給付金申請サポート窓口』申込書

事業所名			T E L	
参加者氏名			F A X	
相談希望日時	第一希望	8/11・8/12・8/18・8/20・8/25・8/26 9/1・9/4・9/7・9/9・9/14・9/17・9/23・9/29	10時～・13時～	
	第二希望	8/11・8/12・8/18・8/20・8/25・8/26 9/1・9/4・9/7・9/9・9/14・9/17・9/23・9/29	10時～・13時～	

※希望の日にちと時間に○をつけて下さい。

※必要事項をご記入の上、東浦町商工会までFAXでお送りください。

※同じ日時に希望される方がいる場合には調整をお願いすることがあります。

※申込書にご記入頂きました個人情報は、適切な管理を図り、利用者名簿の作成および本窓口に関する連絡の目的のみ使用します。